

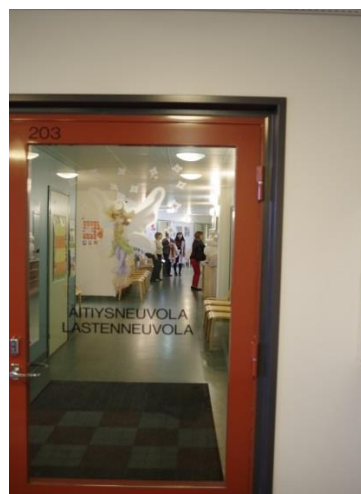
#### 第4 ネウボラ (Neuvola) 制度概要

「ネウボラ (Neuvola)」は、neuvo (助言、情報) と la (場所を意味する語) を組み合わせたフィンランド語で、直訳すれば「助言の場」または「相談室」となる。母親ネウボラと子どもネウボラは子どもと家族を対象にした相談の場であり、誕生前の妊娠初期から就学前までの間、子と家族の健康を支える施設である。母親ネウボラとは、妊娠中の健診、心理面・家族の問題についてのカウンセリングを行う。子どもネウボラとは、乳児健診、予防接種、子の健康状態のチェック、育児や家族に関するカウンセリングを行う。ネウボラでの検診やカウンセリングには、専門家であるネウボラナース (保健師)、医師、ネウボラ心理士、ソーシャルワーカーが対応する。



訪問したネウボラの外観

「PAJUNIITYN ファミリーセンター」  
「保育所」  
「ネウボラ」



入口ドアの表示

「母親ネウボラ」  
「子どもネウボラ」

#### 第5 ネウボラ視察記

- 1 訪問日 2018年9月4日
- 2 担当 Ms. Joanna IMMONEN (ヨアンナ インモネン氏、ネウボラナースで学校との連携も担当)
- 3 訪問先の概要  
ヘルシンキから車で40分ほど離れたヴィヒティ市にある「パイオニートュン ネウボラ (PAJUNIITYYUN NEUVOLA 「母と子のネウボラ」という意味。Huhdanpaju 12, 03100 Vihti) を視察した。母親ネウボラ、子どもネウボラ及び保育所が一体となったファミリーセンター内にある。
- 4 聴取事項：
  - (1) ネウボラの概要
    - ・ヴィヒティ市内には4か所のネウボラがある。
    - ・パイオニートュンネウボラにいるネウボラナースは13名であり、1人のネウボラナ

ースが担当しているのは、約 220 人の子どもと、約 20 人の妊婦。これは標準的な人数である。

- ・出生率が少しずつ下がっていることを心配している。

## (2) ネウボラで行うこと

- ・妊娠中の母親の検診は月に 1 回、1 歳までの検診も月に 1 回行う。
- ・妊娠中の検診では、妊娠の経過が順調か、心の問題、家族の中の問題がないかについて話をする。
- ・子どものネウボラも同様、子どもの健康成長状態、家族の問題で心配なことがあればその話をする。予防接種も行う。
- ・妊婦の 99 パーセントが利用している。
- ・検診以前は一人平均 30 分だった。身長体重を量って、基本的なことを聞くだけで終わってしまい不十分だということ指摘されるようになり、現在は 1 回あたり 1 時間かけるようにしている。
- ・国から、家族の精神状態についてのアンケートに回答するよう求められるようになった。アンケートの内容は、子育てや生きることに希望や活力がなくなっていないか質問されるもの。このアンケートに回答するためには、検診は 1 時間でも十分な時間ではない。しかし、都会の方だと、人数が多いので 1 時間も取れないだろう。



診察室の中（座っているのは、ネウボラナースと助産師志望の実習生）

## (3) ネウボラの運営

- ・ネウボラは公的サービスであり、無料で受けられる。
- ・近年、民間委託がなされるようになった。ヴィヒティ市のネウボラは、カルビライネンという会社に民間委託されている。なので、スタッフは公務員ではない。「公社」という形で国のお金が入っている。訪問した市と隣の市は民間委託されている。
- ・現在は、ネウボラは安定した公的サービスであるが、国全体で社会福祉サービスの政策がリニューアルの時期にあり、これから競争が入ってくるかもしれないというのが

不安なところである。完全な民間のネウボラが出てくるかもしれない。

- ・ただし、フィンランド全体がネウボラに満足している。プロファイルも高い。さらにお金を出して民間のネウボラに行く人がどれだけいるのか、現在のところは疑問である。

ネウボラで医師の検診も無料で受けられるが、民間になると有料になるだろう。

#### (4) ネウボラ利用者の意識

- ・父親が母親と同じようにネウボラを利用することが一般的になっている。もちろん仕事の都合で必ずではない。

- ・産後のうつは女性にあるが、産後の疲れは家庭内で男性も背負っている。産後、家庭の状況やパートナーの気持ちを確認するようにしている。二人で来たときに、父親に質問しても、隣にいる妻が応えることも多い。

#### (5) 父母が離婚した場合

- ・離婚後ネウボラに関わるかどうかは、親権がどうなっているかによる。親権がない親には、定期健康診断の連絡などもしない。親権がある場合は、離れている親にも、子どもがどう育っているのか聞くために必要に応じてネウボラに来てもらうことがある。

- ・離婚後の親権は、特に決めなければ共同親権、特別に一方に決めれば単独親権になることもある。個人情報の管理は、EU の締め付けもあり、とても厳しくなっている。医療関係は情報共有をするシステムがあるが、ネウボラには共有されていないため、親権がどういう状況になっているかの情報がない。そのため、保護者に離婚、親権、子どもをどう育てることになっているかについて、面談で聞くしかない。

#### (6) ネウボラナース養成について

- ・ネウボラになるには、4年生の大学（カレッジ）を修了しなければならない。現場に出る実習があり、大学で学んだ概念がどういうことなのかを現場で学んでいく。期間は、何を勉強するかによるが、1回6～7週間で、これを数回行う。

- ・家族に寄り添って、エンパワメントしていくというコミュニケーションスキルについては、授業や実習の中ではなく、実際の現場で実習中に学んでいく。ネウボラナースを志望する人は、ネウボラの仕事、つまり人に接して話をしながらカウンセリング的な作業をするということが分かっているため、それに困難があるような人はあまりいないのではないかと。

- ・医師は男性もいるが、その他のネウボラスタッフは全員女性である。しかし、女性でなければならないというわけではない。

#### (7) カウンセリングの内容について

- ・典型的な問題は、家族が育児で疲れていることや夫婦間の問題についてケアが必要になることが多い。子ども自身は健康に育っていることがほとんどである。

- ・親がうつ状態にまではなっていないが、疲れていて、その予備軍という状態の場合、ホームサービスという支援を受けることがある。専門家が自宅に行き一緒に過ごす時間を持つ。2時間くらい訪問して、スタッフが子の面倒を見て、親は休んだり買い物に行ったりする。

- ・ネウボラサイコロジストにつなぐこともある。日常生活に支障が出ているときには、サイコロジストのサポートが必要な場合もある。ネウボラ関係の専門のサイコロジス

トである。かつては一般のサイコロジストのクリニックに行く必要があり、精神疾患になったのか、とますます不安になることがあった。精神疾患ではなく日常生活の疲れ、ささいなことがきっかけだということが分かって、日常生活を構築しやすくなる。

・ネウボラサイコロジストは、専門職であり、子どもの成長、両親の親としての成長、親が若年である家庭に理解がある専門家。ネウボラでつなぐだけではなく、利用者がネット上で直接クリニックに連絡をして支援を受けることが多く、利用している人の割合は把握していない。



待合スペース

#### (8) 「ファミリーネウボラ」について

夫婦関係の問題、DV、子の監護ができていない等、家庭内で問題があり、子どもが暴力的になったり、話ができないなど社会的不適応が出たりしている場合には、「ファミリーネウボラ」という専門家チームが対応する。中心になるのは、上記ネウボラサイコロジストで、ソーシャルワーカーとともに支援をする。具体的には、家族の生活環境を調査（家庭の会話を録音することもある）して問題の原因を探り、サポートプログラムを作る。ネウボラの考え方としては、ネウボラがやることは、家族が疲れないで親や子どもが育つことができる状況を維持するためのサポートすること。治療ではなく、情報を与えて、守る。そして、必要な場合には専門家につなぐ。具体的な要支援ケースでの対応は以下の通り。

- ① 若年（18歳未満）の妊娠の場合、ネウボラから社会福祉課に連絡する。ソーシャルワーカーにネウボラに来てもらい、本人及び家族とサポートの方法を考える。家族がサポートできている、本人も心の準備ができていて、身体の成長も問題ないような場合にはサポートが必要ないこともある。ソーシャルワーカーとともに、それぞれの状況を具体的に確認して、どういうサポートが必要か考える。
- ② DVや子どもに対する虐待が疑われる場合、ネウボラは児童保護連合及び社会福祉

課に通報する義務があるため、ただちにこれらの機関に連絡をする。警察に通報することもある。社会福祉課の方から情報が入ることもあり、その場合、家庭内の状況を確認し、サポートプログラムを作る。DVはあると思うが、ネウボラの検診等でDV被害に気づくということはありません。

- ③ 離婚時に夫婦間の対立が激しい場合は、それによって子どもが精神的に不安定になることがあるので、ネウボラサイコロジストやソーシャルワーカーが夫婦の話聞き、とどのように進めていけばいいか相談しながら話し合いをする。
- ④ 別居親と子の面会サポートが必要な場合には、ファミリーネウボラから「ラストエンバルボヤ」(lastenvalvoja=child welfare supervisor、「子どもを見守る人」というような意味)につなぐ。ラストエンバルボヤは、法律家の資格があるわけではない(もっている人もいる)が、子どもの利益と法的知識をもとにサポートする子どもの専門家であり、すべての自治体におかれている(民間委託されている本市では公社に所属)。ソーシャルワーカーの中の専門分野の一種であり、特別な資格があるわけではない。親権の決め方や面会交流のルール等について子どもの立場に立って説明をして、夫婦間の話し合いを仲裁する。必要であれば、面会交流の立ち会いをしたりもする。その他に、児童保護連合というNGOが、子どもの権利に関すること全般について広範な活動をしており、同団体も面会交流の支援に関わっているかもしれない。

## 5 訪問を終えて

ファミリーネウボラ内での弁護士役割を調査すべく、具体的に弁護士が関わりうる場面として離婚後の子の監護(面会交流も含む)に関して当事者間での話し合いが困難な場合を想定して質問をした。しかし、想定に反して、上記のような場面で関与する専門家として回答されたのが「ラストエンバルボヤ」であった。フィンランド在住歴25年の通訳の方も「初めて聞く単語だ」と言っていた。日本語で確認できる文献等でこれに触れているものは見つからないため、その詳細についてまだわからない部分も多い。

ネウボラは、定期的かつ継続的に子どもや家族と対話的に関わることで信頼関係を築く。そして、自治体、NGOや当事者団体などと連携して家族支援のネットワークを形成し、そのハブとして、支援を必要とする家族をみつけて早期に適切な専門家につなぐ存在である。

以上  
(鳥生尚美、辻亜希子)